出生に関連するおもな手続

	下記にあてはまりますか? あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
所籍	お子さんのマイナンバー	後日通知を郵送いたします (約 1 か月かかります)			市民課	
	お子さんの住民票コード	後日通知を郵送いたします			市役所 1 階 7~10 番窓口	
険金	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入			市民課 市役所 1 階 7~10 番窓口	
	→出産した方が国民健康保険の方 ① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1) の手続きをし、出産費用が50万円(※2) に満たなかった方	「出産育児一時金」の支給申請	・出産した方の国民健康保険証 ・世帯主の普通預金通帳 ・母子健康手帳 <病院でもらった次の2点> ・出産費用の領収・明細書の写し		保険年金課 市役所 1 階 12 番窓口	
	② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った方		・直接支払制度利用合意書の写し			
	・・ →出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります 手続方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください			健康保険の加入先	
	出産した方が国民年金第1号被保険者の方	産前産後期間の保険料免除	・母子健康手帳		保険年金課 市役所 1 階 12 番窓口	

				巾役所1階12番窓口
	※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.6			·
25	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請して ください 出生の翌日から起算して 15 日以内	・請求者と配偶者のマイナンバーの確認できる書類 ・請求者の預金通帳 ※公金受取口座(マイナポータル)を 希望する場合は、省略可 ・請求者の健康保険証 ※その他書類が必要な場合があります ※2人目以降は、上記書類は不要で 申請できます	子育て支援課
	子育て支援医療証を申請する方	子育て支援医療証の申請	健康保険証(子)	市役所 1 階 14 番窓口 ※必要なものがそろって
	保育所等に入所を希望する方 (生後2か月から受入可能)	保育所等の入所申込	詳しく説明しますので、窓口まで お越しください	いなくても窓口へお越し ください
	育児休業を取得する方	教育・保育給付認定変更申請書兼 届出事項変更届	保育所等に入所している児童の 保護者が育児休業を取得するとき には届出が必要です 育児休業に入る月の20日までに 届出をしてください ・就労証明書(育児休業期間の 記載があるもの) ・届出人の本人確認書類	
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	受付窓口でご相談ください	
	赤ちゃん訪問事業(乳幼児全戸訪問事業)のご案内	生後4か月までの赤ちゃんとお母さんのいるご家庭に、保健師や助産師等が訪問します。 赤ちゃんやお母さんの健康状態の確認や育児の相談、情報提供等を行います訪問の際は事前にご連絡します	・母子健康手帳 ・すこやかキッズ(黄色の封筒)	こども家庭課 すこやかセンター2 階 0238-27-7550
その	他 市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続		市営住宅指定管理公益 サービス共同企業体 0238-40-8700
	出産する方が国民健康保険の方	産前産後期間の国民健康保険税の 軽減制度の申請	母子健康手帳	税務課 市役所2階2番窓口



〒992-8501

米沢市金池五丁目 2番 25号 米沢市役所

☎0238-22-5111

開庁(受付)時間 8:30 ~ 17:00

(土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

米沢市ホームページ http://www. city.yonezawa.yamagata.jp/

手続チェックシート

出生

ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら 14 日以内に届出してください

出生届 ※届出人: 父または母

《届出に必要なもの》

- ・医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳(後日でも可)
- ・お誕生連絡カード(後日でも可)

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を 証明できるもの、免許証、許可証>







運転免許証

マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳

・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に **2点**が 必要なもの

- ・健康保険証・
 - ・年金手帳※
- ・介護保険証 ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き 本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

- 1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
- 2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。

関連する手続は内側にあります 必要な書類がそろわない手続は、 後日あらためてご来庁いただく場合があります。